

令和5年9月27日
福島県農林水産部
(水田畑作課)

令和5年産米の緊急時モニタリングの結果について

令和5年産米の緊急時モニタリングの結果、下記のとおり米の出荷・販売が可能となりましたのでお知らせします。

記

1 検査対象及び点数

(1) 福島市 (旧大森村)	1点	(8) 古殿町 (旧竹貫村)	2点
(2) 川俣町 (旧小島村)	1点	(9) 古殿町 (旧宮本村)	1点
(3) 伊達市 (旧大田村)	1点	(10) 中島村 (旧滑津村)	2点
(4) 桑折町 (旧睦合村)	1点	(11) 中島村 (旧吉子川村)	1点
(5) 郡山市 (旧逢隈村)	1点	(12) 会津若松市 (旧湊村)	1点
(6) 須賀川市 (旧仁井田村)	1点	(13) 猪苗代町 (旧月輪村)	1点
(7) 石川町 (旧野木沢村)	1点		

2 検査結果

- (1) 当該検体から、基準値を超える放射性セシウムは検出されませんでした。
- (2) 上記旧市町村で生産された米は、出荷・販売が可能となりました。

(参考) 令和5年産米の緊急時モニタリングの概要

- 令和5年産米は、避難指示等のあった9市町村(※)を除き、緊急時モニタリングの結果に基づき、旧市町村単位で出荷・販売の可否を判断します。
なお、早期出荷米は旧市町村単位で生産者ごとに出荷・販売の可否を判断します。
※ 南相馬市、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び川俣町(旧山木屋村)
- モニタリングでは、全量全袋検査からの移行年次ごとに検査頻度を定めて検査を行い、基準値を超える放射性セシウムが検出されなければ、当該旧市町村の出荷・販売の自粛が解除になります。
検査頻度〔移行1～3年目の市町村：旧市町村3点
移行4年目の市町村：旧市町村1点以上かつ市町村3点〕
- 早期出荷米の検査により定められた検査頻度の検査が行われ、基準値超過がなければ、当該旧市町村全体の出荷・販売の自粛が解除になります。

<問い合わせ先>

福島県農林水産部水田畑作課
主幹兼副課長 矢吹 勝利
電話：024-521-7359 内線：3201

緊急時モニタリング検査結果について(福島県・玄米)

放射性セシウム
15品中
100Bq/kgを超えるもの0品

No	場所	採取日	試料の種類	検査結果		
				セシウム-134 Bq/kg	セシウム-137 Bq/kg	合算値 Bq/kg
1	福島市(旧大森村)	R5.9.25	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
2	川俣町(旧小島村)	R5.9.25	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
3	伊達市(旧大田村)	R5.9.25	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
4	桑折町(旧睦合村)	R5.9.25	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
5	郡山市(旧逢隈村)	R5.9.25	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
6	須賀川市(旧仁井田村)	R5.9.23	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
7	石川町(旧野木沢村)	R5.9.22	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
8	古殿町(旧竹貫村)	R5.9.21	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
9	古殿町(旧竹貫村)	R5.9.22	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
10	古殿町(旧宮本村)	R5.9.21	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
11	中島村(旧滑津村)	R5.9.19	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
12	中島村(旧滑津村)	R5.9.15	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
13	中島村(旧吉子川村)	R5.9.25	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
14	会津若松市(旧湊村)	R5.9.25	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず
15	猪苗代町(旧月輪村)	R5.9.25	玄米	検出せず(<10)	検出せず(<10)	検出せず

食品衛生法における一般食品の基準値 セシウム:100Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

令和5年産米 出荷可能な旧市町村 (令和5年9月27日現在)

